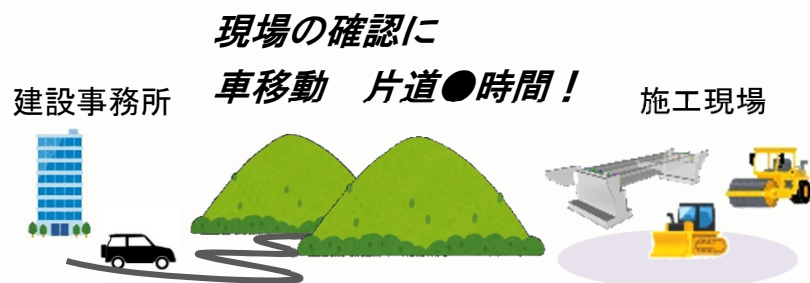


遠隔臨場の概要

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」、「検査」を行うことをいいます。

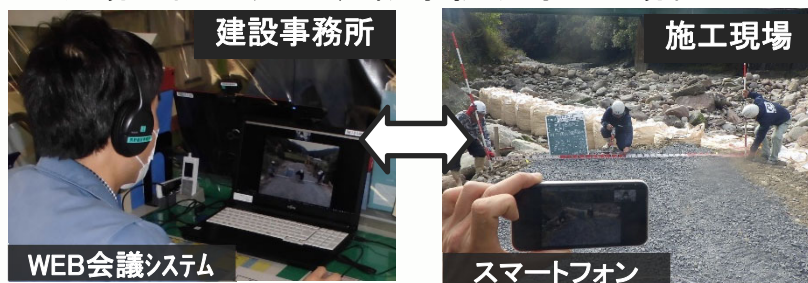
従来



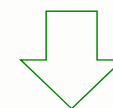
- 発注者は車等で現場まで移動。
- 受注者は確認の準備を行ったのち、発注者が来るまで待機。
- 段階確認等の日程調整に難航
(発注者：別の予定があり現場へ行けない
1時間だけなら何とかなるのに…)
(受注者：●時に確認してもらいたいのに…)

遠隔臨場

ウェアラブルカメラやスマートフォン等を活用し現場に行かずとも建設事務所等で臨場。



- 発注者の移動時間が削減。
- 受注者は段階確認等の待ち時間がなくなる。
- 段階確認等の日程調整が円滑に。



移動時間、待機時間の削減による
受発注者の作業の効率化

遠隔臨場に関する取組経緯

- 令和3年1月遠隔臨場等に関する試行方針（案）等の制定、業務委託から試行を実施しました。
- 令和3年度は遠隔臨場モデル工事を21件実施しました。
- **令和4年7月建設現場における遠隔臨場に関する試行要領を改定し、三重県県土整備部が発注する全ての建設工事に適用します。**

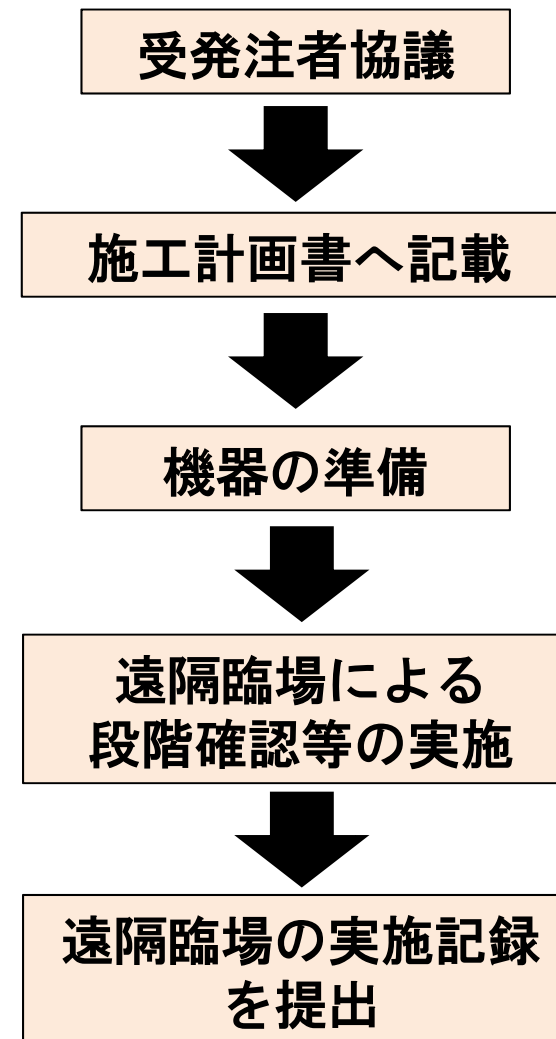
建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（R4.7月）の概要

- 試行対象工事
対象工事は三重県県土整備部が発注する全ての建設工事に適用します。
ただし、通信環境が整わない現場や工種によって遠隔臨場による確認等が不十分、非効率となることが明確な工事を除く。
- 遠隔臨場の実施判断
契約後、受発注者の協議により実施するか否かを決定します。
- 費用の計上
受注者から請求があった場合、受注者から見積を徴収のうえ、設計変更時に必要額を技術管理費に積上げ計上します。
- 確認項目の適用性（参考資料）
段階確認、材料確認、立会における確認項目について、遠隔臨場の適用性の一覧表（参考資料）を参考に適用する遠隔臨場を選定します。

遠隔臨場の実施方法

- 契約締結後、受発注者の協議により遠隔臨場を実施するか否かを協議により決定します。
- 施工計画書へ実施項目や機器仕様を記載します。
- 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWEB会議システムを準備します。
- カメラにより撮影した映像と音声を Web 会議システム等を介して、段階確認等を実施します。
- 遠隔臨場を実施した記録（通信履歴の画面キャプチャ、通信中の監督員の映像を含む画面キャプチャ、実施状況の写真等のいずれか）を監督員へ提出します。

※監督員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、従来通りの現場臨場を実施します。



利用するシステム等

- ・ 遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が準備・運用するものとします。
- ・ Web会議システムは、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末等で利用可能なものを選定してください。

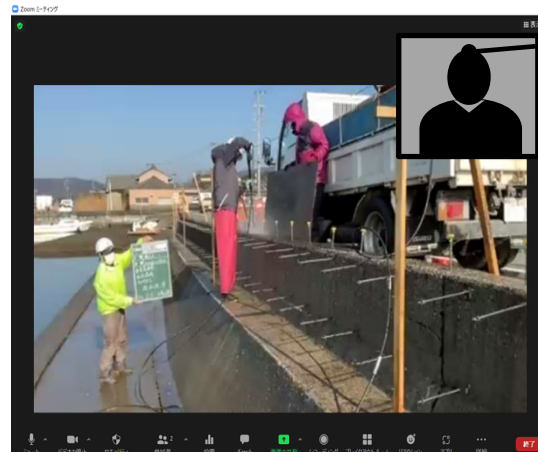


実施記録の例

- ・ 通信履歴の画面キャプチャ、通信中の監督員の映像を含む画面キャプチャ、実施状況の写真等のいずれかにより実施状況を記録します。



通信履歴の画面キャプチャ
(イメージ)



通信中の監督員の映像を含む
画面キャプチャ (イメージ)

監督員の映像



遠隔臨場の実施状況の写真
(イメージ)

遠隔臨場にかかる費用

- 技術管理費に積み上げ計上します。
(ただし、検査にかかる費用については受注者の負担。)
- 費用は設計変更にて対応します。
- 機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上します。
- 遠隔臨場の実施に必要な最低限の費用（機器の賃料や通信費など）を計上します。

遠隔臨場が適用できない例

- 出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合。
- 夜間、水中等でカメラ撮影が困難な場合。
- 通信環境が確保できない場合。

その他

- 遠隔臨場を実施した場合、工事成績評価への加点などのインセンティブはありません。
- 遠隔臨場を実施できなかった場合、工事成績評価の減点などのペナルティもありません。